
第55号 2013年9月5日

税制懇ニュース

発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町1-16-18
-0073 センチュリービル2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX03(3360)3870

税制懇 2013年 秋季全国研究集会・全国理事会

10月20日(日)～21日(月)

あわら温泉「北潟湖畔荘」で開催

「実は、北陸の税制懇、楽しみにしていたんだ。なんたって温泉が最高だからな!」「オイオイ、君にとって税制懇とは、先ず温泉かい。…という僕も実は……」。こんな会話が聞こえてきそうな今秋の全国税制懇話会の全国研究集会。そうです。今回は、福井県「芦原温泉」で10月20日(日)～21日(月)の開催となります。下記日程のとおり、研修の方もたいへん充実した内容となっております。皆さん、ふるってご参加ください。以下、全国研究集会の開催概要です。

〔開催概要〕

日時 2013年10月20日(日)～21日(月)
初日受付 20日12時～ 開会13時～
終了 21日12時
※今年は全国理事会が行われますが、例年と違って、開会冒頭の開催となります。
場所 福井県・芦原温泉「北潟湖畔荘」
〒910-4272 福井県あわら市北潟211
電話 0776-79-1124
ファクス 0776-79-1040

アクセス 4面右下の案内図をご覧ください。

税制懇として、20日に芦原温泉駅発→ホテルまでの「北潟湖畔荘」専用送迎バスを、次の3本チャーターしましたのでご利用ください(所要時間15分)。

11:20発 11:50発 12:20発

参加費 19,000円(宿泊、懇親会、資料代、講師料が含まれます)



* 日 程 *

<第1日目>

- 13:00～13:40 全国理事会(一般会員の方もなるべくご参加ください)
13:40 秋季研究集会開会 司会・林副理事長
13:40～15:50 講演 山本守之先生「情報公開法に基づく開示事例から見た租税法の解釈基準」
16:00～16:55 講演 山本富士夫福井大学名誉教授・工学博士「原発安全神話と科学者の社会的責任」 ※3面に「講師紹介」
16:55～17:00 来賓あいさつ 平野豊北陸税理士会会長
— 休憩 —
18:00～20:00 懇親会(司会・北陸ブロック)

<第2日目>

- 09:00～09:45 税務の現場からの報告(全国税労組本部又は個人として報告予定)
09:45～10:30 徴収問題実践報告(沖縄ブロック・高良会員)
10:40～11:00 タイ実践視察の報告(東京ブロック・浅井優子会員)
11:00～12:00 税務調査の実態報告〔進行:東京ブロック・近藤会員〕〔報告者:福田・本川・宮澤会員〕 ※2面左下で詳報

全国で滞納問題講演会がすすむ

東京「**出版記念シンポ**」を成功

『差押え』税理士への普及がカナメ

ことし4月に開催した浜名湖・館山寺温泉での春季全国研究集会で、昨秋出版した『差押え：実践・滞納処分の対処法』を、特に代理人である税理士を中心に広く普及させる観点から、税制懇の各ブロックで「滞納問題講演会」の実施を呼びかけ、講師は可能な限り東京から派遣することを約束しました。

さっそく、各ブロックで呼びかけにに応じていただき、7月5日に東北、8月23日に北陸で実施し、税理士として、滞納問題への対応について一定部分認識を深め、必要な知識を学ぶことが出来ました。

また、東京では8月20日に出版元である東京税財政研究センター主催の「『差押え』出版記念シンポジウム」を大きく成功させ、徴収行政の実



(熊本・宇城市のHPより)
この車を自宅前に横付け

情・問題点・あるべき徴収行政が浮き彫りにされました。これには毎日新聞、時事通信、NHKなどの取材があり、翌日(8月21日付)の毎日新聞(東京版)に掲載されました。

ブロックごとの滞納問題講演会は、11月26日に沖縄で予定されています。引き続き、各ブロックでの開催が期待されます。

こうした中で、『差押え』は5,000冊発行し、現在4,000冊を販売、全国の書店でも普及は進んでいます。消費税倍増などによってクライアントの滞納増が危惧されることから、今後は税理士への普及がカナメになっています。

東京ブロックの

「**税務調査の実態報告**」とは?

二日目11時から予定されている東京ブロックの「税務調査の実態報告」の概要をお知らせします。

3名の報告者が各自5分程度の改正通則法に基づく税務調査の実体験を報告した後、司会者のリードで会場の参加者にも発言(一人3分程度)を求め、報告者と参加者でディスカッションを行います。

東京ブロックの「税務調査の実態報告」は、全国理事会で提案する実態調査、行政指導の各種文書を示しながら、参加者全体で情報交流を強めるのがねらいです。ご期待ください。

会員拡大にご協力ください

税制懇会員の現況(2013.02.15付会報掲載以降)

- ご逝去 児玉 清一さん(東京ブロック)
- 只松 喜澄さん(東京ブロック)
- 入会者 八田 邦雄さん(東海ブロック)
- 竹田 久さん(東北ブロック)
- 退会者 長谷川睦雄さん(東北ブロック)

廃業

※25年8月22日現在会員数 238名

[ブロック別の会員の現況]

北海道	21名	北 陸	9名
東 北	15名	中 国	8名
関 信	31名	四 国	7名
東 京	76名	九 州	6名
東 海	17名	沖 縄	5名
近 畿	43名	合 計	238名

2013年4月14~15日

税制懇春季研究集会・第25回総会の報告

春季研究集会・第25回総会は浜名湖・館山寺温泉「時わすれ開華亭」にて、77名の参加のもと開催されました。東海ブロックの皆さん、お世話になりました。

メインの講演は、榊原秀訓・南山大学法科大学院教授の「自治体ポピュリズムを問う」。会員からの報告として

- ・25年度税制改正について（八代会員・東京）
- ・税務調査手続の法制化の問題点と対応（岡田会員・東京）
- ・税務の現場からの報告（Y氏）
- ・記帳義務への対応（宮澤会員・関信）
- ・増税消費税と実務（小田川会員・関信）

講師のご紹介

山本富士夫福井大学名誉教授・工学博士

こよなく平和愛する反戦活動家

今回の講演は、原発神話にメス

山本先生（73歳）は、原発の危険性を多方面で訴える活動に参加されています。

その一方、今年七月、お父さんの日中戦争・太平洋戦争の体験をまとめた「陣中日記」をインターネットで公開し、安倍首相がすすめる改憲の動きに対して警鐘を鳴らします。

山本先生の持論は「戦争は組織的な絶対悪」。お父さんの陣中日記を公開したことについて、「父の人殺し経験を進んで公表したくないが、戦争の現実を広く実感してもらいたい。改憲の是非について考えてほしい」から。反原発とともに、反戦活動家でもあります。

税制懇の講演では、原発問題は余りにも多面的総合的であるので、本講演では安全神話と科学者の責任問題に絞って述べます。具体的には、安全神話の形成とその中身は何かにふれ、安全神話は福島原発災害によって本当に崩壊したのかを検討します。その上で、福井県若狭湾沿岸が世界一原発密集となった理由と科学者の社会的責任を検討します。

と多彩で有意義な報告が行われました。

二日目に行われた第25回総会には73名が参加し、諸議案及び決算・会計方針が承認されました。討論の中で、『差押え』の普及に関連して、各ブロックで滞納問題講演会を可能な限り開催していく旨の動議が出され、承認されました。

役員は改選期でないため継続となりました。全国税制懇話会の役員体制は次のとおりです。

（以下敬称略）

理事長	青木 輝光（東京）
副理事長	浅井 優子（東京）
〃	角谷 啓一（東京）
〃	林 伴美（東京）
〃	福田 悦雄（東京）
〃	宮澤 義雄（関信）
〃	本川 國雄（東京）
事務局長	小田川豊作（関信）
常任理事	飯島 健夫（東京）
〃	生澤 壮介（関信）
〃	石井 裕二（東京）
〃	古味 久司（東京）
〃	近藤 勝美（東京）
〃	鈴木 昂（東京）
〃	高見 満（東海）
〃	堂本 道信（近畿）
〃	永沢 晃（東京）
〃	古島 孝行（関信）
〃	梁木 三郎（東京）
〃	渡辺 桂子（東京）

〔常任理事の任務分担〕

総務・財務	小田川、飯島、鈴木、梁木
企画・組織	宮澤、古味、永沢、高見、堂本
広報	角谷、浅井、生澤、近藤
研修・講師	林、本川、石井、古島
国際部	福田、渡辺、石井、青木



今春、「開花亭」での懇親会の風景

最近の徴収行政の現状を見る

角谷 啓一 会員（東京）

税制懇では、滞納問題講演会の開催を各地で進めています。その目的は、消費税増税をはじめとする滞納をめぐる情勢、徴収行政の実態を知らせることです。そして、近い将来、税理士にとって滞納問題への対応が避けて通れなくなる事態がやってくることを知らせるとともに、滞納問題への実務対応を学習することです。

本稿では、紙数の都合上、徴収行政をめぐる現状・実態をみるにとどまりますが、その問題点や具体的な対処法等は、『差押え』をお目通しいただければ幸いです。

一つは、徴収現場で具体的にどのような滞納処分が行われているかという問題です。国、地方、社会保険料を問わず、強権化の方向が強まっているのが特徴です。一口にいうと「強権化」ですが、内容的には、「行き過ぎ」或いは「乱暴な」滞納処分というべきかもしれません。

例えば、①納税者の預金口座に入金された児童手当を、それが差押禁止財産であり、何月何日に口座入金されることを十分承知の上で、入金を待ち構えて差押える、②タイヤロック方式によって自動車の差押えを行い、即自動車の使用を不能にする、③「ミラーズロック」といわれる方式によって自動車の差押えを行い、わざわざ、サイドミラーに差押え（占有）した旨を「ド派手に」表示し、納税者の羞恥心を刺激する、④臨場して滞納処分を行う際、「滞納は許さない！ 搜索・差押え実施中」と前面及び側面に大書きした公用車を滞納者の自宅等の前に横付けし、納税者の羞恥心あおる（2面右上部に写真）、⑤地方税及び公共料金（市営住宅、保育料、給食費など）を滞納している者の内、「特定の滞納者」に対して様々な行政サービス（乳幼児の医療費の一部給付、一人親家族の医療費の一部給付、重度身障者の医療費の一部給付など）の停止又は制限を行う、⑥納税者側の分納申し出に対し、延滞税の免除等が伴う法律上の分納制度（換価の猶予など）は「門前払い」をし殆んど適用しない、等です。

※ ①については、鳥取県が行なった同様の処分事例が裁判で争われ、鳥取地裁は県が行なった差押処分を違法と認定し、取り消しを命じた。平成25年3月29日。この事件は現在控訴審で係争中。

二つは、徴収行政の強権化が進められる中で、納税者がどのような状態に置かれているかという問題です。滞納者の多くは、滞納問題の知識が乏しく、代理人もいないのが実情です。その納税者が、事実上密室状態の中でプロの担当官と「丸腰」で対峙させられているのが現状です。税務調査では事前通知が制度化され、代理人がいるケースが比較的多いと思われませんが、徴収行政の面では、納税者の多くは事実上無権利状態に置かれているといっても過言ではありません。

三つは、納税者個々の実情が、徴収行政に反映されているのかどうかという問題ですが、納税者個々の実情が殆んど斟酌されず、事務的・機械的な滞納処分が進められているのが実情です。その結果として、少なからぬ納税者の生存権が侵され、極端な場合には自殺・餓死といった信じられないような悲劇を惹き起こしている現実があるということです（『差押え』2頁、178頁）。

四つは、以上のような滞納処分の強権化の流れがすすんでいる中で、税理士の置かれている現状はどうかということです。消費税滞納はじめクライアントの滞納の増加が見込まれるにもかかわらず、代理人として納税者を護るべき立場にある税理士も滞納問題への問題意識と対応が立ち遅れていないでしょうか。

